

南部町多目的バス車内広告掲載取扱要綱

平成 25 年 8 月 15 日

南部町訓令第 25 号

(目的)

第 1 条 南部町多目的バス車内広告事業は、バス運行経費の効率化と町民情報サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の種類及び掲載基準)

第 2 条 車内広告の内容について、次の各号のいずれかに該当するものは掲出できない。

- (1) 法令、規則及び公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 不快な印象を与えるもの
- (3) 独善的なもの又は他人、物件を非難するもの
- (4) 虚偽又は誇大な表現で町民の便益を害するもの
- (5) 投機心、射幸心をそそるもの及びそれに類する特定商品の広告
- (6) 広告の意図及び内容が定かでないもの
- (7) 政治、宗教に関する主義主張、勧誘、批判等をするもの
- (8) 個人の氏名や人格広告を目的としたもの
- (9) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）上好ましくないとされるもの
- (10) その他町長が適当でないとするもの

(広告の条件)

第 3 条 車内広告の条件及び掲出の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 広告の場所は、別紙 1 の「車内広告枠レイアウト図」のとおりとする。
- (2) 広告の規格は、別紙 2 の「車内広告掲載用紙基準」のとおりとする。
- (3) 広告の掲載期間は 1 箇月単位での掲載とする。
- (4) 広告料は前払いとし、掲載前に支払うものとする。

(広告掲載車両)

第 4 条 広告を掲載する車両は、南部町が実施する多目的バス（なんぶ里バスを含む）に使用するバスとする。

(広告掲載の募集)

第 5 条 広告主の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を「広報なんぶちよう」若しくは町ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込)

第 6 条 広告の掲載を希望するものは、南部町多目的バス車内広告掲載申込書（別記第 1 号様式）を掲載 1 箇月前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定通知)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、南部町多目的バス車内広告掲載可否決定通知書(別記様式第2号様式)により掲載申込者にその結果を通知するものとする。

2 前項の規定により広告掲載の可否を決定するにあたっては、広告の内容について、第2条の掲載基準その他この要綱の規定に適合していることを確認するものとする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料は、別紙3の「料金表」に掲げるとおり1箇月1枚あたり500円とし、掲載期間が1箇月に満たない場合の日割り計算は行わない。

2 前項の規定によるもののほか町長が必要と認める場合は、掲載料を無料とすることができる。

(納入通知書の発行と広告の掲載)

第9条 町長は、広告掲載の掲載が決定した場合は、広告主に納入通知書を発行するものとし、納入確認後に広告主が希望する日において広告を掲載しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条の規定により納入通知書を受け取った広告主は、納入通知書を発行した日から14日以内に一括納付しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取下げをしようとするときは、町長へ申し出なければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中においても当該広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。